

木材加工流通施設等の整備支援事業実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農森第 1163 号

最終改正：令和 8 年 3 月 2 日付 7 産労農森第 1415 号

（目的）

第 1 東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林又は公的に伐採されその後適切に管理されていく森林等から生産され、多摩産材認証協議会（以下「協議会」という。）により産地証明された合法性確認木材（以下「東京の木多摩産材」という。）は、協議会より認定を受けた製材業者等によって、工務店や加工業者等に供給されている

近年、木材加工に係る製材技術の発展や構造材としての木材の需要の高まりにより、製材品に対する規格精度等の品質を求める機運が高まっている。また、他県産材等との供給競争も激化していることから、東京の木多摩産材の利用拡大をより一層推進していくため、製材業者等の木材加工流通施設等の整備により、生産性の向上、品質の向上、生産量の増加等を図る。

（事業対象）

第 2 東京の木多摩産材認証制度において登録事業者に認定された原木市場、製材業者及びチップ等業者が、首都圏内に所有する製材事業所等とする。

2 前項の首都圏とは、首都圏整備法第 2 条第 1 項に規定される区域とする。

（事業内容）

第 3 整備することにより東京の木多摩産材及び東京の木多摩産材を原材料とする建材の供給量拡大、引いては利用拡大が見込まれる、木材加工流通施設等の整備とする。

（助成）

第 4 知事は、本事業の実施のために必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

（実施計画書）

第 5 事業実施主体は、整備しようとする木材加工流通施設等に係る生産性の向上、生産量の増加等の目標を自ら設定し、実施計画書を作成して東京都知事（以下「知

事」という。)に提出するものとする。

- 2 知事は、提出された実施計画書が適切と認められるときは、これを承認するものとする。

(指導・助言)

- 第6 知事は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、事業実施に当たり必要な助言・指導を行うものとする。

(その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。